

# 郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、全国津々浦々の郵便局や関連職場で約19万人の非正規社員が働いています。正社員と同じ業務につき、同じ責任を負わされていても処遇の格差は著しく、年収ベースでは正社員の3分の1程度しかありません。諸休暇や福利・厚生面でも格差は放置されたままです。これらは「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を明記した労働契約法20条に反しており、日本郵政グループ各社は、労働条件の格差を是正し均等待遇を実施すべきです。

郵政労契法20条東日本裁判の控訴審判決(東京高裁 2018.12.13)、さらには、西日本裁判控訴審判決(大阪高裁 2019.1.24)は、年末年始勤務手当をはじめ各手当・休暇について格差是正の判決となりました。郵政各社は、判決に従い早急に是正を行なうべきです。

また、夏期年末手当(賞与)は、正規社員と非正規社員との間で処遇に大きなひらきがあります。来年施行の「働き方改革」関連法の「同一労働同一賃金」のガイドラインで賞与は「労働者の貢献に応じて支給するものについて同一の賞与、また、一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給」としています。郵政各社は、賞与についても格差是正を行なうべきです。

日本郵便は、人手不足等を理由にして地域・利用者への深刻なサービスの低下が懸念される「土曜休配」や「翌配体制の見直し」の施策を進めようとしています。高い非正規雇用比率を見直し、非正規社員の正社員化を進めることで人手不足を解消し、公共サービスを維持すべきです。

また、現在かんぽ生命の不正営業問題は、郵政事業全体への信頼を大きく失墜させています。ノルマ主義や成果主義賃金、非正規雇用の拡大など民営化後の経営方針の見直しが不可欠です。いまこそ、正規雇用を拡大し、すべての社員が将来に希望を持ち働きつづけられるよう以下の項目について実現することを強く求めます。

## (要請事項)

1. 希望する非正規社員全員を正社員へ採用(登用)すること
2. 正社員へは公正・公平な採用(登用)を行うとともに、単年度の登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1200円以上にすること
4. 夏期・冬期休暇は正社員と同様に付与すること、また、病気休暇は有給とすること
5. 正社員との間にある一時金など諸手当、福利厚生面の格差を是正すること

20 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

【最終集約日 2020年2月27日(木)】

(取り扱い団体) 郵政リストラに反対し、労働運動の発展をめざす全国共同会議

(問合せ先・送付先)

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内